平成２４年（フ）第８１号
熊本市東区榎町12番１号
破産者　有限会社高見建設
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６１号
三重県三重郡朝日町白梅の丘東２丁目２番地２
破産者　ＬＨＣフーズ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６２号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字渡瀬84番地
ロイヤルガーデンなでしこ館112号、前住所三重県三重郡朝日町白梅の丘東２丁目２番地２
破産者　中村　大介
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３０号
三重県津市阿漕町津興1085番地２、住民票上の住所三重県津市阿漕町津興1191番地
破産者　上田建設工業こと　上田　孝一
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４８号
滋賀県高島市今津町住吉２丁目１番地の16
破産者　有限会社松栄
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１１号
京都市中京区新京極通四条上る中之町571番地の１
破産者　有限会社キャンパスプランニング
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３号
山口県下関市吉見本町１丁目２番15号
破産者　吉見小型運搬有限会社
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６２２号
福岡県春日市春日６丁目31番地
破産者　有限会社自然家
１　決定年月日　平成24年７月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９６号
川崎市高津区二子１丁目24番１号
破産者　有限会社器の森
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
川崎市高津区久末1417番地８
破産者　有限会社小林興業
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目12番１号
破産者　有限会社パーツハウス
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８６３号
兵庫県尼崎市大西町１丁目２番20号
破産者　日伸工業株式会社
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目13番地４
破産者　株式会社アート建築模型
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３６６号
福岡市博多区博多駅前２丁目11―22―304
破産者　株式会社日交観
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９３１号
福岡県福岡市博多区博多駅南２丁目１番５号博多サンシティビル８階
破産者　昭和アルミテクノ株式会社
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４８号
埼玉県八潮市緑町３丁目26番地16
破産者　有限会社エム・アール
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県篠山市大沢２丁目４番地４
破産者　鳳鳴建設株式会社
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第５６９号
福岡市西区福重４丁目16番20―401号
破産者　有限会社アイメディア
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４号
沖縄県沖縄市高原５丁目５番９号　カリーアパート102号
破産者　安田　　隆
１　決定年月日　平成24年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３号
千葉県銚子市唐子町30番地の１
破産者　有限会社山口旅行
１　決定年月日　平成24年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３９３号
横浜市鶴見区栄町通２丁目15番地18
破産者　有限会社ユーテック
１　決定年月日　平成24年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２８５号
神奈川県相模原市緑区広田16―11
破産者　村田　宗敏
１　決定年月日　平成24年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部